

食品安全委員会（第871回会合）議事概要

日 時：令和4年8月30日（火） 14：00～15：35

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか6名出席

動画配信：一般21名

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・ 食品衛生法第13条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準のニタルソン及びロキサルソン試験法の追加、ニフルスチレン酸ナトリウム試験法の追加及び酢酸トレンボロン試験法の削除及び追加

→厚生労働省から説明

本件について、ニタルソン及びロキサルソン並びにニフルスチレン酸ナトリウム試験法の追加については、新たに「食品中において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」とされる物質が追加されることから、その検出に係る試験法を追加するものであること、そして、酢酸トレンボロン試験法の削除及び追加については、有害性の高い試験薬を使用しない試験法に変更するものであることから、これらの改正によって人の健康に影響を及ぼすものではなく、双方とも食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物5品目
亜硫酸ナトリウム
次亜硫酸ナトリウム
二酸化硫黄
ピロ亜硫酸カリウム
ピロ亜硫酸ナトリウム

→厚生労働省から説明

本件について、添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・ 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質2品目
次硝酸ビスマス

シンナムアルデヒド（ケイ皮アルデヒド）

→厚生労働省から説明

食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「次硝酸ビスマス」については、肥料・飼料等専門調査会において、「シンナムアルデヒド（ケイ皮アルデヒド）」については、農薬第四専門調査会において審議を行った後に肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

- ・ 農薬6品目
アメトクトラジン
イミシアホス
ジフェノコナゾール
ジメトモルフ
ビフェントリン
メフェントリフルコナゾール

→厚生労働省及び担当の浅野委員から説明

農薬「アメトクトラジン」「イミシアホス」、「ビフェントリン」及び「メフェントリフルコナゾール」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「ジフェノコナゾール」及び「ジメトモルフ」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬「ジフェノコナゾール」は農薬第二専門調査会、農薬「ジメトモルフ」については、農薬第四専門調査会において審議することとなった。

なお、「ジフェノコナゾール」については、農作物の収穫後に添加物としても使用されることから、農薬第二専門調査会での審議の際に、添加物専門調査会の専門委員に出席いただくこととなった。

- ・ 動物用医薬品1品目
次硝酸ビスマスを有効成分とする牛の乳房注入剤（オルベシール）

→農林水産省から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・ 「CIT-No. 1株を利用して生産されたL-シトルリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「ジエトフェンカルブ」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「バリダマイシン」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「ジエトフェンカルブの許容一日摂取量(ADI)を0.42 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を2 mg/kg体重と設定する」

「バリダマイシンの許容一日摂取量(ADI)を0.36 mg/kg体重/日(バリダマイシンA換算)、急性参照用量(ARfD)を3.2 mg/kg体重(バリダマイシンA換算)と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「ピリダクロメチル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、

「ピリダクロメチルの許容一日摂取量(ADI)を0.08 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「*Bacillus subtilis* NTI05 (pHYT2Aopt) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「*Bacillus subtilis* NTI05 (pHYT2Aopt) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断した」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・飼料添加物「25-ヒドロキシコレカルシフェロールを有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について
- ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)「カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシ

フェロール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「25-ヒドロキシコレカルシフェロールを有効成分とする飼料添加物については、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品に残留することにより人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」

「カルシフェロール及び25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- (5) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和5年度）（案）及び令和4年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→担当の脇委員及び事務局から説明

本件については、案のとおり決定することとなった。